

全学アカウント取扱要項

令和5年3月29日
情報環境機構長裁定制定

(目的)

第1条 この要項は、京都大学全学情報システム利用規則（平成22年1月12日情報担当理事裁定。以下「利用規則」という。）第4条第3項に基づき、全学アカウントの取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(学生アカウントの発行対象)

第2条 学生アカウント（以下「ECS-ID」という。）は、次の各号に該当する者に発行する。

- (1) 学生等（利用規則第2条第10号に定める者をいう。以下同じ。）
- (2) 講師（非常勤）
- (3) 前2号以外の者で、情報環境機構長が認めたもの

2 学生等として入学予定の者及び講師（非常勤）として採用予定の者については、別途情報環境機構長の定める手順により、入学又は採用に先立って発行の対象とすることができる。

(教職員アカウントの発行対象)

第3条 教職員アカウント（以下「SPS-ID」という。）は、次の各号に該当する者に発行する。

- (1) 教職員等（利用規則第2条第9号に定める者をいい、講師（非常勤）、ティーチング・アシスタント、リサーチ・アシスタント及びオフィス・アシスタントを除く。以下同じ。）
- (2) 前号以外の者で、情報環境機構長が認めたもの

2 教職員等として採用予定の者については、別途情報環境機構長の定める手順により、採用に先立って発行の対象とすることができる。

(有効期限)

第4条 全学アカウントの有効期限は、次の各号に掲げる発行対象の区分ごとに、当該各号に定める日とする。

- (1) 学生等、講師（非常勤）及び教職員等 当該身分が終了する日
- (2) 前号以外の発行対象 情報環境機構長が認めた期限

(変更の届出)

第5条 部局の長は、第2条第1項第3号又は第3条第1項第2号に定める者に対して発

行された全学アカウントについて、申請内容に関する変更がある場合は情報環境機構長に届け出なければならない。

(一時的な停止及び復帰)

第6条 情報環境機構長は、発行した全学アカウントが次の各号に掲げるいずれかの要件を満たす場合、当該全学アカウントを一時的に停止（アカウントの無効化又はログインの停止をいう。以下同じ。）することができる。

- (1) 当該全学アカウントの利用者が全学アカウント利用規約に定める遵守事項に違反した場合
- (2) 当該全学アカウントの主体認証情報が意図せず他者に使用され、又はそのおそれが発生した場合
- (3) 当該全学アカウントの利用者が所属する部局の長が求めた場合
- (4) 危機管理委員会（京都大学危機管理規程（平成23年達示第64号）第6条に定めるものをいう。）が求めた場合
- (5) 前各号のほか、情報環境機構長が緊急の対応の必要性を認めた場合

2 情報環境機構長は、一時的に停止した全学アカウントについて、原因となった要件が取り除かれたと判断した場合、速やかに当該全学アカウントの停止を解除するものとする。

(有効期限満了後の一時的な利用再開)

第7条 情報環境機構長は、有効期限が満了した全学アカウントの利用者が、やむを得ない事情により当該全学アカウントの利用の一時的な再開を求める場合、有効期限の満了時にその者が所属していた部局の長が必要性を認めた場合に限り、当該全学アカウントの利用を一時的に再開することができる。

(身分の再付与に伴う全学アカウント情報の引継ぎ)

第8条 情報環境機構長は、有効期限が満了した全学アカウントについて、その利用者が再び第2条又は第3条に定める発行の対象となる場合（全学アカウントの種別（ECS-ID及びSPS-IDの別をいう。）が変更される場合を除く。）は、当該全学アカウントの情報を引き継ぐことができる。

(その他)

第9条 この要項に定めるもののほか、この要項の実施に関し必要な事項は、情報環境機構長が定める。

附 則

この要項は、令和5年4月1日から実施する。